

上記観察記録より、当該試験物質 " ウィルレスウォーター " の急性皮膚刺激性は、無刺激物
「Non-irritant (P II =0.0) 」と判定した (Table5-2 参照)。

急性皮膚腐食性は、皮膚腐食性物質に該当しないと判定した (Table7 参照)。

12. 判 定 :

上記試験の結果及び告示別表第 1, 備考 2 (7), 分類等判定基準より,
当該試験物質, “ウィルレスウォーター” は,
「危険物船舶運送及び貯蔵規則」第 3 条八に定める
「皮膚腐食性物質」に“該当しない”と判定する。

以上, 証明する。

13. 試験方法詳細は別紙添付資料(KK-12/16 HKD43035)参照。

14. 関連証明書 ; 「金属腐食性試験」証明書番号 MUN 11 /16 (2016 年 5 月 23 日発行) 参照。

一般社団法人 日本海事検定協会
理化学分析センター

センター長 山 本 均



本証明書についてのお問い合わせは : 045-772-1520